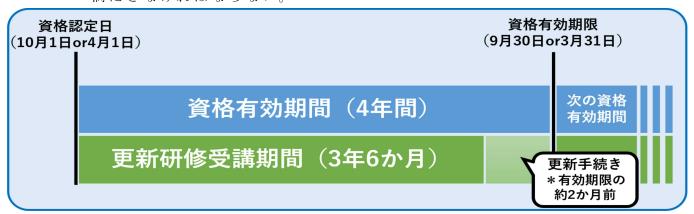
(公財) 日本スポーツ協会バレーボール指導者資格復活・再登録について

- (公財) 日本スポーツ協会 (以下 JSPO と表記) 公認スポーツ指導者登録規程 (抜粋)
 - 第5条 資格の有効期間は認定日から4年間とする。
 - 第6条 有効期間満了に伴う「更新登録」にあたっては、<mark>有効期限の6か月前まで</mark>に、 資格毎に JSPO 又は JSPO 加盟団体等が定める更新研修を修了するなどの要件を 満たさなければならない。



(保留·無効)

- 第7条 第4条に定める登録手続きを行わなかった場合、「新規登録」(「資格追加」又は「資格昇格」を含む)の場合は「未登録」、「更新登録」の場合は「未更新」として当該資格の認定を「保留」とする。
 - 2. 「保留」とする期間は最短6カ月間、最長1年間とする。
 - 3. 「未登録」の場合、「保留」期間中は登録する権利が与えられ「新規登録」の 対象となる。
 - 4. 「未更新」の場合、「保留」期間中の認定起算日前日の6カ月前までに前条の 定める更新登録要件を満たした場合は、登録する権利が与えられ「再登録」の 対象となる。
 - 5. 「保留」期間を超過した場合は、登録する権利を「無効」とする。
 - 6. 「無効」の場合は、資格毎に JSPO 又は JSPO 加盟団体等が定める復活登録要件を満たすことにより、登録する権利が与えられ「復活登録」の対象となる。ただし、「保留」となってから「復活登録」を希望する旨を JSPO 又は JSPO 加盟団体等に申告した直後の認定の起算日までの期間が、資格毎に JSPO 又は JSPO 加盟団体等の期間を超過する場合は、「復活登録」を認めないこととする。なお、当該の場合は、公認スポーツ指導者養成講習会の受講等により所定のカリキュラムを終了することで、「新規登録」することが可能となる。
 - ※1 更新研修が必要な場合、申請年度またはその前年度の更新研修が必要。
 - ※2 2018年度から、原則として資格保留から2期(8年)を超えるものに対して、公益財団法人日本バレーボール協会指導普及員会として、復活登録の作業を行わない。
 - ※3 2026年度から、原則として資格保留から1期(4年)を超えるものに対して、公益財団法人日本バレーボール協会指導普及員会として、復活登録の作業を行わない。
 - ※4 当該専門科目を再度修了した後、「復活登録申請」を行う。

○ 有効期限の6カ月前までに更新研修を受講できなかった場合

パターン A:有効期限の 6 か月前~有効期限までに受講⇒半年の資格保留期間を経て再登録が可能



パターン B:有効期限切れ~有効期限切れ後 6 か月以内に受講⇒ 1 年の資格保留期間を経 て再登録が可能



パターン C

- :有効期限切れ後 6 か月以内に受講できなかった⇒専門科目実施団体による審査が必要
- ※審査の詳細は資格によって異なります。それぞれの専門科目実施団体にお問い合わせく ださい。

○日本スポーツ協会指導者資格 復活登録申請について

前期:4月30日まで 後期:10月31日まで これらの日程を超えた場合、「資格停止」期間が半年延びることになります。

- ① 申請者 → 都道府県指導普及委員長(相談)
- ※ JVA 事務局に連絡が来た場合は都道府県指導普及委員長に連絡するように伝えます。
- ② **都道府県指導普及委員長** → 申請者(必要書類の送付)申請者の印が必要です。 公益財団法人日本スポーツ協会公認スポーツ指導者資格「再登録申請書 兼 申請 要件調査書」を送付
- ※ 6. 申請区分について
 - (1)未手続による再登録 → まだ1度も登録していない方
 - (2)有効期限切れによる再登録 → 登録したが資格停止となった方

(申請書の作成・送付)

③ 申請者 → 都道府県指導普及委員長「研修受講済み・有効期限・理由等確認」 都道府県指導普及委員長 → JVA事務局へ郵送

【再登録経費振り込み・振込通知書をメール・郵送】

- ④ 申請者 → JVA 口座に審査料 3,000円(現在)を振り込む。
- 【口座情報】みずほ銀行 渋谷中央支店 普通 1474606 公益財団法人日本バレーボール協会(コウエキザイダンホウジンニホン バレーボールキョウカイ)
- ⑤ 申請者 → 「振込通知書をメール ・郵送」 JVA 事務局 coach-ispo@jva.or.jp
- ⑥ JVA 事務局「振り込み確認」 → 指導普及委員会「審査」(年間2回)
- ⑦ JVA → 日本スポーツ協会に当該者の「復活登録を申請」

【審査】

- ⑧ 審査結果の通知(再登録の可否)日本スポーツ協 → JVA 指導普及委員会 → 都道府県指導普及委員長(会議・HP等で確認) 日本スポーツ協会 → 申請者(復活可の方)に「手続き案内及び書類送付」
- ⑨ 申請者(再登録可の方) → 日本スポーツ協会の指示に沿って、速やかに手続きを 完了する。申請者(再登録不可の方) → 別途、指導普及委員会担当者と相談の上、対応を 決定する。

【相談窓口 指導普及副委員長 佐藤潤 (霧島市立隼人中学校 Tb 0995-42-0224)

〇日本スポーツ協会指導者資格 再認定事業 (専門科目有効期限切れについて)

- ・公益財団法人日本スポーツ協会「コーチ 1・コーチ 2 専門科目(修了証)」の有効期限は、受講年度を含め、4年間とする。
- ・2025 年度に専門科目を修了した者は、2025 年度・2026 年度・2027 年度・2028 年度中に、共通科目を履修・修了し、当該の有資格者として公益財団法人日本スポーツ協会に登録しなければならない。
- ・諸事情により、この専門科目の有効期限を越えた場合、公益財団法人日本バレーボール協会指導普及委員会の審査により、この有効期限の延長を認めることがある。ただし、2018 年度から原則として修了年度を含め、8 年を超えたものについて、再認定は行わない。また、2026 年度から原則として再認定は行わない。
- ※ 申請前に、共通科目受講状況【修了済み・受講中】であること。
- ※ 有効期限【申請期限内】であることをお確かめください。

申請の締切:【前期】4月30日まで 【後期】10月31日まで

【手順】

- ① 申請者 → 都道府県指導普及委員長・JVA 関係者(相談) 有効期限・共通受講状況等確認
- ② 都道府県指導普及委員長・JVA関係者 → 申請者(必要書類の送付)

公益財団法人日本スポーツ協会公認スポーツ指導者資格「再認定申請書 兼 申請要件調査書」を郵送

【申請書の作成・送付・振り込み手続き】

- ③ 申請者 → 都道府県指導普及委員長・JVA 関係者 → JVA 事務局
- ④ 申請者 → JVA 口座に審査料 3,000 円 (現在)を振り込む。
- 【口座情報】 みずほ銀行 渋谷中央支店 普通 1474606 公益財団法人日本バレーボール協会(コウエキザイダンホウジンニ ホンバレーボールキョウカイ)
- ⑤ 申請者「振込通知書・共通科目の関連書類」をメール・郵送 → JVA 事務局 coach-jspo@jva.or.jp※③④⑤は同時に手続きすること。
- ⑥ 手続き完了後(③④⑤)、指導普及委員会で審査→申請者に再認定確認書類を送付

再登録不可の場合、別途、指導普及委員会担当者と相談の上、対応を決定する。

【公益財団法人日本スポーツ協会への資格申請】

⑦ 申請者 → 交付された再認定確認書類・有効期限が切れた専門科目修了証・共通科目修了証の3点で日本スポーツ協会に当該資格の申請を早期に行う。

【相談窓口 指導普及副委員長 佐藤潤 (霧島市立隼人中学校 ℡ 0995-42-0224)